

41.8.1 現在

	本月	前月比
男	21,445	83 増
女	20,614	58 増
計	42,059	141 増
世帯数	14,378	61 増

粕江町広報

発行 粕江町役場

昭和41年9月1日発行 第71号 電話 (416) 3 1 1 1 (代)

完成された 第四小学校



第四小学校完成

九月一日から開校

ことし三月着工した粕江第四小学校建築工事は、五千四百三十三坪（十二室）特別教室百五十坪の工費で、株式会社浅沼組東京支店により施工され、八月二十日しゅん工しました。開校は二期の始業式にあわせ九月一日からです。

完成した校舎は、鉄筋コン

粕江第四小学校の校長

教頭がきまりました

校長は八月一日付をもって、教頭は八月十六日付で、粕江第一小学校から要倉大三氏（前保谷町立中原小学校教頭）が就任しました。

第二中学校（仮称）用地買収成る

開校は来春の予定

かねてから交渉を進めてきた第二中学校（仮称）の用地買収は、地元選出議員をはじめとする買収小委員会委員の協力と関係地主の理解により、このほど予定地の話がまとまり仮契約を結びました。

この場所は、猪方白旗菅原神社東南側で、約一万三千二百平方メートルの敷地に、十

二学級規模の学校を、本年度中に建築し、来春から開校する予定です。

これが完成すると、当町の学校は中学校二、小学校四となり、義務教育施設はますます充実するわけです。

ごみ処理手数料の 集金方法が変わりました

世 田 谷 区

狛江町清掃条例の一部改正により、ごみ処理手数料の納付方法が変わり、八月分から実施します。そのおもなものは次のとおりです。皆さんの御協力をお願いします。

【一般世帯】

一 全町を図のように、A、Bの二地区に分けて、前月分とあわせて二か月分（百八十円）をまとめて隔月に集金します。ただし、事務処理上A地区は八月分に限り一か月分だけを集金に伺います。

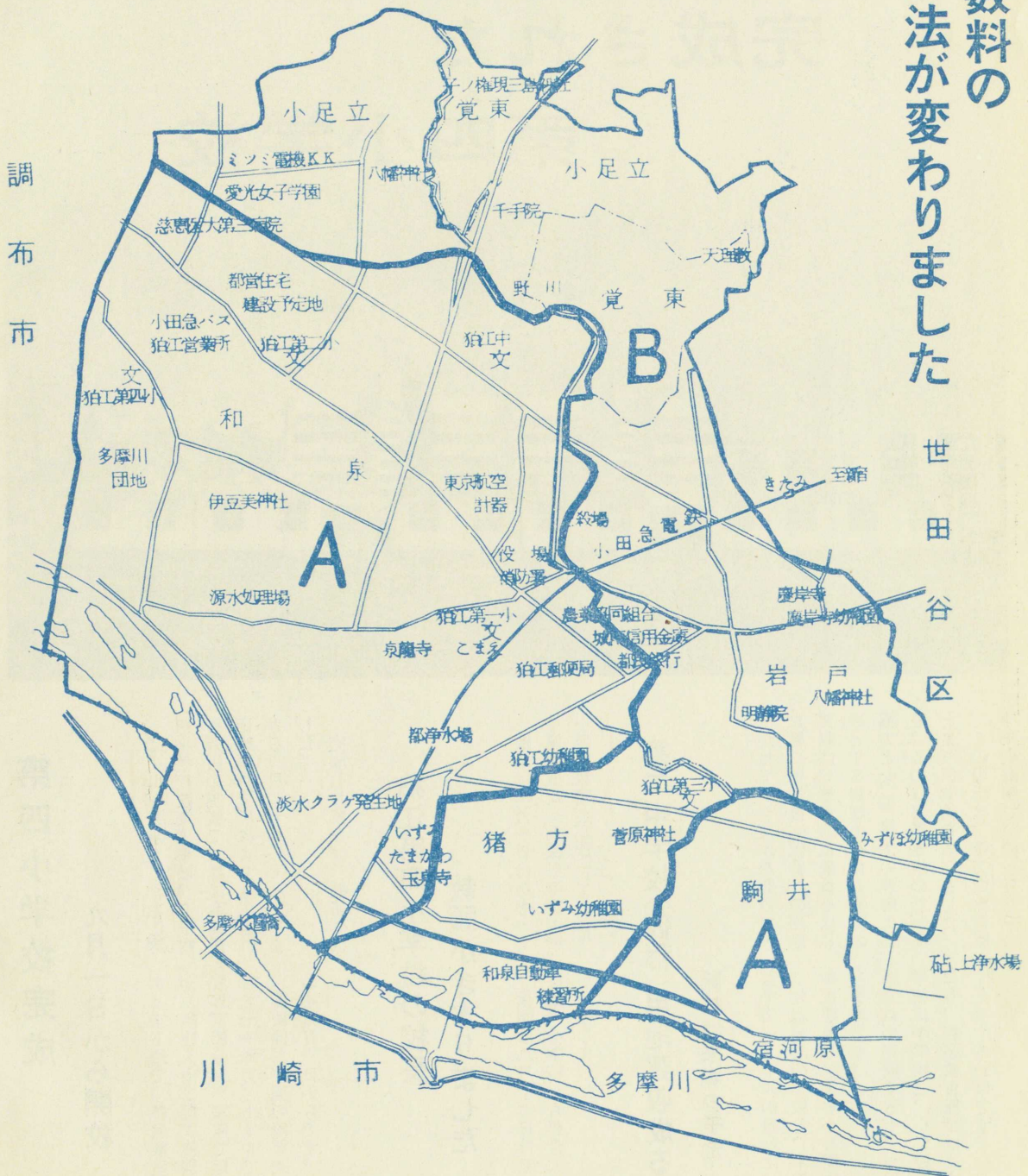
A地区Ⅱ（和泉、駒井、宿河原）四、六、八、十、十二、二の偶数月

B地区Ⅱ（猪方、岩戸、小足立、覚東）五、七、九、十一、一、三の奇数月

二 従来の「ごみ処理券」は廃止して三部複写の納額告知書を使い、集金には、町職員が伺います。

【特別世帯】

多量排出の特別世帯手数料（月額百円以上）の納付方法は、毎月納付書を郵送しますから紙面に印刷されている金融機関へ、納期限までに払い込んでください。



粕江町長選挙は

九月十八日に

九月二十日で任期満了となる現町長の後任を決める町長選挙は、きたる九月十八日（日）に行なうことになりました。選挙期日の告示は九月十一日に行ないますから、この日から立候補の届出を受け付けます。開票は翌日開票で十月十一日現在によりその日ま

で引き続き三か月以上粕江町に居住されているかたで、九月十日までに申出をされたかた、および、九月十一日現在で満二十歳になられるかたです。

立候補予定者説明会

九月三日（土）午後二時から粕江町長選挙の立候補予定者説明会を役場の第一会議室において開催されますから、関係者は御出席ください。

あなたの名まえを確かめましょう

“永久選挙人名簿”縦覧中

九月九日まで

この永久選挙人名簿は、さきに選挙管理委員会が住民課と合同で町内の全世帯を対象に住民の一斉調査を行ない作成したもので、昭和四十一年三月二十日以前から引き続き粕江町に住んでいるかた、および昭和四十一年九月三十日現在で満二十歳になられるかたが登録されています。この名簿に載っていないかたは、誤って載っていたりすると、選挙の際に選挙資格があつて投票できなかったり、誤つ

台風季節をむかえ

にがい経験を生かそう

さきに台風第四号による集中豪雨で、野川のはんらんなど、粕江町では今までにない大きな被害を残しましたが、ひとりの人身事故もなかったことだけは不幸中の幸とも言

められています。いつまたどんな豪雨に襲われなくてもかぎりません。それでこの前にがい経験を生かしてどんな台風が来ても、その被害を最も小さく食い止めるためにぜひ次のことについて皆さんの御理解と御協力をお願いします。

一 自分の生命、財産は自分で守るという原則を忘れないように、もちろん防災機関は全力をつくして救助にあたりますが、小人数で管内全体の状況をつかんでいちばん危険の切迫しているところから命がけで救助にあたりますので、比較的危险度の少ないところは自力で脱出して、少しでも防災力を重点的な方にまわせるよう御協力ください。

二 危険が切迫してからでは遅い、避難命令がでたら必ずそれにすなおに従ってください。

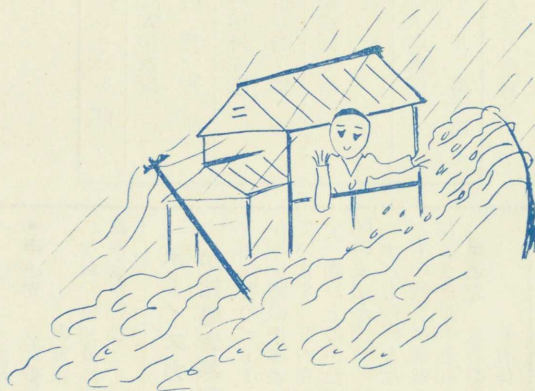
とかく家財などに執着して避難の時機をのがして、暗夜危険が切迫し、どうしようもなくなつてから救助を要請することは、夜間濁流や周囲の状況が切迫してからではいっそう危険であ

り、特に病人、老・幼者は早めに安全なところへ避難するようにしてください。

三 限られた小救救助員で被害全域にあたりますので救助要請の全部に応じ切れないこともあり、直接人命に関係のない他の要請は絶対しないでください。

救助には、ブイ、担架、ボートなどを使用すると、一か所の救助に最低五、六名は必要で比較的危险度の少ないところには行けないこともあり、わが身、わが家の力です。被災者の局限防止や

四 被害情報やその他種々の命令、指示は災害対策本部



の広報を信じて、部外者のデマにまどわされて盲動しないよう願います。

災害対策本部は被害が発生してからの推移と、各被害個所の関連性と先の見通しなど全般を把握して皆さんに正しい情報をお伝えしたり、命令、指示、勧告をします。

以上わが国は災害国だといえますが、火災予防と同様、いたずらに防災機関当局だけに頼らず、わが身、わが家の力です。被災者の局限防止や被災後の伝染病の発生防止に留意しましょう。

おにいさんまた来てね

夏休み巡回子ども会で
青年リーダーが活躍



子どもたちも夏休みに夏休みを楽しく有意義に過ごせよう
と町内各地区でP.T.A.を主体にした子ども会が行なわれま
した。教育委員会の巡回子ども会も四十三会場を数え、すい
か割りキャンプファイヤー、映画会など、毎日のように町内のどこかで子どもたちの歓声が聞かれました。
特にことしは広報の呼びかけで集まった十五人の青年リーダーが大活躍、各地においさん、おねえさんまた来て切っています。各地区の子

楽しい子ども会

教育だより

も会で青年リーダーを頼み
いときは教育委員会に連絡し
てください。

青年リーダーの名まえは次
のとおりです。

田沢忠男、小野三夫、柳沢昇

治、栗山弘、三井優、大久保

和子、鈴木和子、名古屋幸子

片平正義、芳賀芳和、谷田部

任夫、栗山陽子、橋本恭子、

渡辺均、斎藤英裕

少年野球大会行なわれる

狛江町少年野球大会が町の
軟式野球連盟の主催で、さる
八月二十四日から中学校横グ
ランドで開かれました。

参加チームは小学校四年生
以下の部七チーム、小学校五

九月二十一日から

成人学校「教養コース」開講

十五歳以上の町民ならどなたでも参加できる成人学校は
今回、教養コースを開講しま
す。
教養コースは家庭や社会の
中で身近な問題をとりあげな
がら、大きな視野を養なおう
とします。
対象は原則として毎出席
できるかたとなりますが、希望
テーマのみの出席も認めま
す。
詳細は次のとおりです。ど
うぞお申込みください。
●申込み 狛江町教育委員会

社会教育係、電話申込み
も受け付けます。

●定員 六十名(定員な
り次第締切り)

●内容と日程は次のとおり
です。

回数	期	日	テーマ	講師
第一回	九月二十一日(水)		読書と人生	国学院大学教授 内野 吾郎
第二回	九月二十二日(木)			
第三回	九月二十七日(火)		話し方教室	言論科学研究所 担当 講師
第四回	九月三十日(金)			
第五回	十月五日(水)		婦人と経済	近野経営研究所 近野 敏
第六回	十月七日(金)			
第七回	十月十一日(火)		身近な法律	国学院大学教授 小川 清太郎
第八回	十月十四日(金)			

※ 時間 毎回 午前十時〜十二時 場所 毎回 狛江町集会場

六年生の部六チーム、中学生
の部九チーム合計二十二チ
ーム、のべ二百六十五人の良
子が残暑にも負けずに連日熱
戦を展開しました。
なお、それぞれの部の優勝
チームにカップと全員に参加
賞が贈られ大喜びでした。

狛江町軟式庭球
協会が会員募集

町内在住、在勤の人なら
だれでも入会できます。希
望者はどうぞおはいりくだ
さい。

●会費 個人年間 百円
団体年間 五百円
(入会金も同額)

●申込先 教育委員会社会
教育係
なお、協会員は毎月定期
練習会を行なっています。

ボーイスカウト
が指導者募集

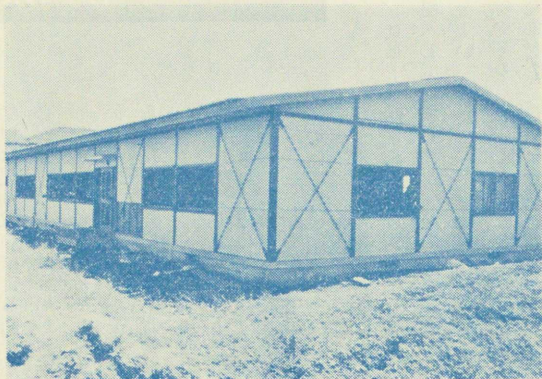
狛江町のボーイスカウト
が年少部の指導者を募集し
ています。町内在住の満二
十一歳以上のかたで男女は
問いません。

子どもの好きなかた、子
どもの教育に理解のあるか
たどうぞお申込みください
申込先 教育委員会社会
教育係

町立集会所が完成

× × × × × ×

× × × × × ×



△完成した集会所▽

町公民館が老朽化したため、これに代わるものとして工事を急いでいた「狛江町集会所」がこのほど完成しました。

この集会所は、役場裏に建築されたもので、プレハブ造平家建二百三十八平方メートル（七十二坪）会議室三室と和室一室があります。

内部の準備ができ次第、社会教育、その他一般の利用に供する予定でいます。

水道の検針、集金は 隔月に行なっています

町広報第六十八号（本年七月一日発行）により既報のとおり、水道の検針および集金

を隔月制（一か月おき）に実施しています。

御周知のことと思いますが

町を二分し（区域図は町広報第六十八号に掲載）

A地区（偶数月）四月、六月、八月、十月、十二月、二月の各月

B地区（奇数月）五月、七月、九月、十一月、一月、三月の各月に、したがって二か月に一度検針と集金を行なっています。

●検針について

前記の各月に、二か月分の使用水量を検針します。

●集金について

検針をした月の月末までに二か月分をまとめて料金を計算し、集金に伺います。銀行へ払込まれているかたには、納入通知書を郵送し

水道料金の納入方法は

水道料金の納入については集金と銀行へ払込む方法で御協力をお願いしています。

納入については、完納を目的に努力していますが、一部未納を生じ、翌月に繰越されますので、事務的にも支障をきたしています。料金の納入について、いっそうの御協力をお願いします。

集金は、検針票に集金予定

でありますので、月末までに必ずお支払いください。

●水道料金計算方法（例）

（家事用の場合）

基本料金2か月分(500円)

+ 超過料金(1m³ごと25円)

+ メーター使用料3か

月分(器水量13m³の場

合は80円) = 計月分の水

料金

基本料金は用途別に、使用

水量および料金が、またメ

ーター使用料は、給水管の

口径別により料金がそれぞ

れ異なりますので、検針票

の裏面を必ずお読みくださ

い。なお詳細については水

道課業務係へお問合せくだ

さい。

ので、必ず期限内に納入願います。町給水条例により指定期限内に料金を納入しない場合は、給水を停止する場合もありますので、必ず期限内に納入してください。

下水道工事施工中

さきの広報六十四号で登載しました、昭和四十一年度都市計画事業と泉幹線下水道継続工事（延長1,600メートル、管径八百ミリ、一千百ミリ、和泉五三〇番地先から和泉四三番地先間）を

昭和四十一年十月三十一日まで施工中です。施工付近の住民の皆さん、および御通行す

るかた、車をお持ちのかたがたには、たいへん御迷惑をおかけしますが、御協力のほどお願いします。

よい子を育てるため

母子保健教室が開かれる

よい子を育てるおかあさんがために、母親学級の形式を短縮して、講演と映画の会を行ないます。妊娠中のか

がために勉強していただくために行ないますので、お集まり

ください。

日時 九月二十二日午後一時

場所 狛江町役場第一会議室

自衛官募集

いま防衛庁では陸・海・空の隊員を次の要領で募集しています。

応募資格

入隊する月の1日現在で18歳以上25歳未満の日本国籍の男子で学歴は問いません。

志願の手続き

志願票の請求および提出は、役場住民課、自衛隊東京地方連絡部立川出張所（立川市曙町3の216）で受け付けています。

試験科目

簡単な学科試験〔国語（作文を含む）数学、社会〕口述試験、身体検査、なお自衛官応募については役場住民課へお問合せください。

緑の大敵

アメリカシロヒトリの
防除に全力を

緑の大敵アメリカシロヒトリは、戦後海外から侵入して以来、この撲滅に力を注いできましたが、最近防除の手をゆるめたため昨年の大発生を見、本年は国をあげて大防除陣を敷いて万全を期していますが、第一化期の重要な時期に台風四号のため、幼虫は分散してしまいました。そのときの大雨で若干の死滅は想像されますが、多数の幼虫はサナギとなりガとなって産卵しているものと考えられます。現在はそれらの卵からかえっ

た幼虫が各樹木を食い荒らしその勢いは第一化期以上に被害を与えます。今はちょうど卵と幼虫とが各所に見られますので、卵や幼虫で分散しない小さい中の幼虫は枝や葉を切り取って防除してください。果から分散してしまった幼虫は薬剤散布による防除が必要です。薬剤は薬局か農協等で販売されている「ディブテレックス」等の薬剤を定められた水に薄めて直接噴霧機か、じょうろ等で散布してください。十数分後には死にます。防除については自己責任で行なうことは当然ですが、高い木等で個人が防除できないとき、大量に発生し個人では手の施しようのないとき等は、役場に御相談ください。なお公共施設や管理者のわからない道路、お宮、お寺、畑等に発生を発見したときは役場にお知らせください。

農地被買収者に対する

報償金交付申請は早めに

農地報償事務の取扱いが開始されてから約一年を経過しましたが、その間に多数の申請が手続きを済ませました。しかしまだ手続きが済んでいないかたも多いと思われるので、念のため申し添えます。

農地を買収された本人（本人が死亡されたときは、その遺族または遺産相続人）（法人的場合も含む）手続に必要な書類

戦没者の遺族に対する

特別弔慰金の支給

昭和四十二年三月三十一日までです。期限までに手続きを済まないかたは、権利を放棄されたものとなります。

昭和四十年四月一日から、戦没者に対して、特別弔慰金（額面三万円国債）が支給されていますが、この法律が改

一 買収令書（買収令書がないときは登記所から買収登記嘱託書の抄本（手数料一枚につき四十円）を取り寄せてください）
二 請求者の戸籍抄本
三 請求者が被買収者と異なるとき（被買収者が死亡等により請求者が子、孫、妻等）は被買収者と請求者の続柄および請求権者が明確にわかる戸籍謄本または抄本
四 被買収者（昭和二十一年十二月二十九日から同二十七年十月二十日）の住所地であった市町村の農業委員会から被売渡農地調査結果通知書（手数料不要）
なお、役場では勤め人等のかたの便宜のため毎月第一、第三の土曜日を相談日と定めて、当日は平日どおり午後五時まで御相談に応じていますのでぜひ御利用ください。

たのですが、改正法によると弔慰金を受給した者が死亡、再婚などによって、特別弔慰金を受けられないときは、昭和四十年四月一日において、次の条件を備えた遺族で、父、母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で先順位者が受給できます。
一 条件
① 戦没者が死亡当時生計関係が同一であったこと。
② 昭和四十年四月一日現在において公務扶助料年金などを受けている者がいないこと。
③ 戦没者死亡後遺族以外の者と氏を改めた婚姻をしていないこと。
④ 戦没者死亡後遺族以外の者に養子となっていないこと。
二 受付・窓口
昭和四十一年八月十日から役場福祉課で受け付けています。なお、詳細については受付窓口のほか次のところへ問合せください。
東京都民生局厚生部世話課
電話（二二二）五一一一
内線二五四四

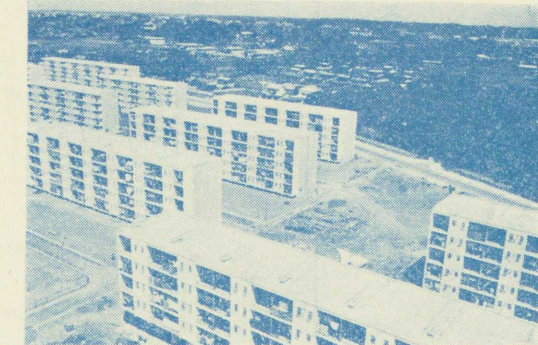
戦没者の妻に対する特別給付金の支給範囲が拡大される

法律の改正により特別給付金（二十万円額面、十年年賦）の支給範囲が拡大されましたが、資格条件は次のとおりです。
一 条件
① 昭和二十一年二月一日から昭和二十七年四月二十九日までの期間内に婚姻関係（内縁関係を含む）にはいなかったが同期間内に婚姻を解消したことにより、遺族年金等を受けられるようになった戦没者等の妻で、昭和

昭和四十一年八月十日から役場福祉課で受け付けています。なお、詳細については、受付窓口のほか、次のところへ問合せください。
東京都民生局厚生部世話課
電話（二二二）五一一一
内線二五二二

多摩川住宅の 入居者受付終わる

狛江町と調布市にまたがる多摩川住宅の入居者受付が八月九日から十三日まで、五日間にわたり役場で行なわれました。



△多摩川住宅△

その結果、入居された世帯、人口は次のとおりです。

世帯 七五九世帯
人口 二、〇四九人

職員募集

狛江町では、次の要領で職員を募集しています。

職種 一般事務職員若干名
土木技術者 若干名

資格 一般事務職員は、年齢十八歳から二十五歳未満の男子。土木技術者は、年齢三十歳から四十五歳未満の男子で土木技術者として五年以上の経

験を有する者。

給与 狛江町給与規定により優遇する。

提出書類 履歴書、卒業

証明書、成績証明書、戸籍謄本各一通。

締切り 九月十五日

なお、詳細は、総務課人事係へ問合せください。

税の出張収納

次の表のとおり国民健康保険税第五期分の出張収納を行います。役場に遠い地区のかたは御利用ください。

月日	時 間	場 所	区 域
九月二十七日 (火)	自前九時三十分 至前十二時	和泉名古屋万吉商店	上和泉
	自後二時 至後四時	小足立寺西菓子店	上小足立
九月二十八日 (水)	自前九時三十分 至前十二時	覚東寺千手院前	覚東
九月二十九日 (木)	自前九時三十分 至前十二時	岩戸天理教会前	覚東
九月三十日 (金)	自前九時三十分 至前十二時	岩戸明静院前	岩戸
	自後三時三十分 至後六時	駒井旧消防詰所前	駒井
	自前九時三十分 至前十二時	猪方南部地区	猪方南部
	自後三時三十分 至後六時	玉泉寺前	下和泉

◎国民年金も取扱います。

資産税相談の御利用を!!

武蔵府中税務署では、昨年から譲渡所得・相続税および贈与税に関するいろいろの御相談に応じています。当係は調査に関連する仕事にはいっさい関係せず、もっぱら納税者のよき相談相手となることだけを念願としています。匿名での御相談も自由としています。お気軽に当係を御利用ください。

◇九月以降の巡回相談日程◇
◇九月一日 (木)
◇九月六日 (木)
◇十月四日 (木)
◇十一月四日 (木)
◇十二月一日 (木)

カッパバッジをつけて 大東京祭に参加しましょう



ことしのカッパバッジができました。よい子をはじめ、都民の皆さんとはすっかりおなじみになりました。十月一日の「都民の日」を中心に、毎年「大東京祭」が行なわれていますが、カッパバッジは、このお祭りのシンボルです。

しましょう。

「大東京祭」は、わたしたちの住む東京のことについて考えながら、みんなで多彩な行事に参加する楽しいお祭りです。

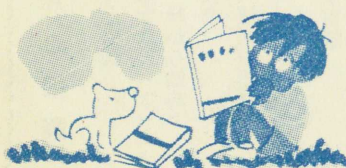
あなたも、わたしも、このかわいいバッジを胸につけて、ことしも「大東京祭」に参加しましょう。

カッパバッジは、一個三十四円で、役場の住民課窓口にあります。

なお、このバッジをつけたかたには、十月一日の「都民の日」にかぎり、国立競技場・代々木体育館・日本武道館・上野動物園・多摩動物公園・神代植物園・そのほか都立の有料公園に無料ではいれます。

犬は必ず登録しましょう

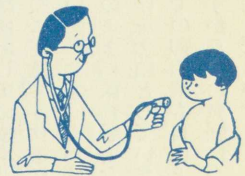
現在登録されている犬は千頭ですが、未登録の犬が推定約一割の百頭はいるとみられます。犬の登録は毎年切替えて、犬が死んだり、人に譲ったりした場合は、廃犬届けとか名義変更の手続きをしなければなりません。登録・廃犬手続きはいつでも役場で受け付けています。飼い主はなるべくこととフンのしまつを必



衛生掲示板

予防接種の日程

●該当者は必ず受けましょう。



9				9				9				月
30	29	28	27	16	14	13	12	8	7	6	5	日
金	木	水	火	金	水	火	月	木	水	火	月	曜
第一期 百日ぜき ジフテリア 混合 (一回目)				第一期 種痘 (検診)				第一期 種痘 (接種)				種別
第四小学校 第三小学校 第二小学校 泊江公民館				第四小学校 第三小学校 第二小学校 泊江公民館				第四小学校 第三小学校 第二小学校 泊江公民館				会場
1 時30分 ～ 2 時50分												時間
昭和41年 1 月 1 日 昭和41年 6 月30日 第 1 期末終了者												対象者

秋に行なう予防接種

予防接種の目的は、伝染のおそれのある疾病の発生とまん延を予防するもので、公衆衛生の向上および増進を図ることを目的としています。予

防疫接種を受けるべき対象のお子さんをお持ちのかたは保護者として必ず受けさせなければならぬ義務があります。定期の予防接種には次のものがあります。

●小児マヒ生ワクチン
生後三か月から一年半の間に五か月間隔で二回服用します。

●インフルエンザ
生後三か月から六十歳までのかたで、毎年一週間間隔で二回受けます。

●注射を受ける前の注意
一 有熱患者、心臓血管系、じん臓または肝臓に疾患のある者、糖尿病患者、かつ気患者その他医師が予防注射を行なうことが不適当と認める疾病にかかっている者
二 病後衰弱者または著しい栄養障害者
三 アレルギー体質の者またはけいれん性体質の者
四 妊産婦(妊娠六か月までの妊婦を除く)
五 種痘については前項に掲げる者のほかまん延性の皮膚病にかかっている者で、種痘により障害をきたすおそれのある者は受けられません。小児マヒ生ワクチンを服用する二週間前と二週間後は種痘は受けられません。(種痘接種後二週間は生ワクチンは服用できません) インフルエンザ注射はにわとり卵、羽根などに、アレルギー体質のかたは受けられません。

以上が定期の予防接種といわれ該当者には通知書がいきます。その他に次のような任意の予防接種があります。

●ジフテリア注射
第一期、第二期は百日ぜきとの混合で行ないます。第三期は小学校入学前六か月以内に一回第四期は小学校卒業前六か月以内に一回です。

●インフルエンザ
生後三か月から六十歳までのかたで、毎年一週間間隔で二回受けます。

●注射を受ける前の注意
一 有熱患者、心臓血管系、じん臓または肝臓に疾患のある者、糖尿病患者、かつ気患者その他医師が予防注射を行なうことが不適当と認める疾病にかかっている者
二 病後衰弱者または著しい栄養障害者
三 アレルギー体質の者またはけいれん性体質の者
四 妊産婦(妊娠六か月までの妊婦を除く)
五 種痘については前項に掲げる者のほかまん延性の皮膚病にかかっている者で、種痘により障害をきたすおそれのある者は受けられません。小児マヒ生ワクチンを服用する二週間前と二週間後は種痘は受けられません。(種痘接種後二週間は生ワクチンは服用できません) インフルエンザ注射はにわとり卵、羽根などに、アレルギー体質のかたは受けられません。

以上が定期の予防接種といわれ該当者には通知書がいきます。その他に次のような任意の予防接種があります。

●小児マヒ生ワクチン
生後三か月から一年半の間に五か月間隔で二回服用します。

●インフルエンザ
生後三か月から六十歳までのかたで、毎年一週間間隔で二回受けます。

●注射を受ける前の注意
一 有熱患者、心臓血管系、じん臓または肝臓に疾患のある者、糖尿病患者、かつ気患者その他医師が予防注射を行なうことが不適当と認める疾病にかかっている者
二 病後衰弱者または著しい栄養障害者
三 アレルギー体質の者またはけいれん性体質の者
四 妊産婦(妊娠六か月までの妊婦を除く)
五 種痘については前項に掲げる者のほかまん延性の皮膚病にかかっている者で、種痘により障害をきたすおそれのある者は受けられません。小児マヒ生ワクチンを服用する二週間前と二週間後は種痘は受けられません。(種痘接種後二週間は生ワクチンは服用できません) インフルエンザ注射はにわとり卵、羽根などに、アレルギー体質のかたは受けられません。

以上が定期の予防接種といわれ該当者には通知書がいきます。その他に次のような任意の予防接種があります。

●ジフテリア注射
第一期、第二期は百日ぜきとの混合で行ないます。第三期は小学校入学前六か月以内に一回第四期は小学校卒業前六か月以内に一回です。

●インフルエンザ
生後三か月から六十歳までのかたで、毎年一週間間隔で二回受けます。

●注射を受ける前の注意
一 有熱患者、心臓血管系、じん臓または肝臓に疾患のある者、糖尿病患者、かつ気患者その他医師が予防注射を行なうことが不適当と認める疾病にかかっている者
二 病後衰弱者または著しい栄養障害者
三 アレルギー体質の者またはけいれん性体質の者
四 妊産婦(妊娠六か月までの妊婦を除く)
五 種痘については前項に掲げる者のほかまん延性の皮膚病にかかっている者で、種痘により障害をきたすおそれのある者は受けられません。小児マヒ生ワクチンを服用する二週間前と二週間後は種痘は受けられません。(種痘接種後二週間は生ワクチンは服用できません) インフルエンザ注射はにわとり卵、羽根などに、アレルギー体質のかたは受けられません。

以上が定期の予防接種といわれ該当者には通知書がいきます。その他に次のような任意の予防接種があります。

●小児マヒ生ワクチン
生後三か月から一年半の間に五か月間隔で二回服用します。

●インフルエンザ
生後三か月から六十歳までのかたで、毎年一週間間隔で二回受けます。

●注射を受ける前の注意
一 有熱患者、心臓血管系、じん臓または肝臓に疾患のある者、糖尿病患者、かつ気患者その他医師が予防注射を行なうことが不適当と認める疾病にかかっている者
二 病後衰弱者または著しい栄養障害者
三 アレルギー体質の者またはけいれん性体質の者
四 妊産婦(妊娠六か月までの妊婦を除く)
五 種痘については前項に掲げる者のほかまん延性の皮膚病にかかっている者で、種痘により障害をきたすおそれのある者は受けられません。小児マヒ生ワクチンを服用する二週間前と二週間後は種痘は受けられません。(種痘接種後二週間は生ワクチンは服用できません) インフルエンザ注射はにわとり卵、羽根などに、アレルギー体質のかたは受けられません。

以上が定期の予防接種といわれ該当者には通知書がいきます。その他に次のような任意の予防接種があります。

●ジフテリア注射
第一期、第二期は百日ぜきとの混合で行ないます。第三期は小学校入学前六か月以内に一回第四期は小学校卒業前六か月以内に一回です。

●インフルエンザ
生後三か月から六十歳までのかたで、毎年一週間間隔で二回受けます。

●注射を受ける前の注意
一 有熱患者、心臓血管系、じん臓または肝臓に疾患のある者、糖尿病患者、かつ気患者その他医師が予防注射を行なうことが不適当と認める疾病にかかっている者
二 病後衰弱者または著しい栄養障害者
三 アレルギー体質の者またはけいれん性体質の者
四 妊産婦(妊娠六か月までの妊婦を除く)
五 種痘については前項に掲げる者のほかまん延性の皮膚病にかかっている者で、種痘により障害をきたすおそれのある者は受けられません。小児マヒ生ワクチンを服用する二週間前と二週間後は種痘は受けられません。(種痘接種後二週間は生ワクチンは服用できません) インフルエンザ注射はにわとり卵、羽根などに、アレルギー体質のかたは受けられません。

以上が定期の予防接種といわれ該当者には通知書がいきます。その他に次のような任意の予防接種があります。

●小児マヒ生ワクチン
生後三か月から一年半の間に五か月間隔で二回服用します。

●インフルエンザ
生後三か月から六十歳までのかたで、毎年一週間間隔で二回受けます。

●注射を受ける前の注意
一 有熱患者、心臓血管系、じん臓または肝臓に疾患のある者、糖尿病患者、かつ気患者その他医師が予防注射を行なうことが不適当と認める疾病にかかっている者
二 病後衰弱者または著しい栄養障害者
三 アレルギー体質の者またはけいれん性体質の者
四 妊産婦(妊娠六か月までの妊婦を除く)
五 種痘については前項に掲げる者のほかまん延性の皮膚病にかかっている者で、種痘により障害をきたすおそれのある者は受けられません。小児マヒ生ワクチンを服用する二週間前と二週間後は種痘は受けられません。(種痘接種後二週間は生ワクチンは服用できません) インフルエンザ注射はにわとり卵、羽根などに、アレルギー体質のかたは受けられません。

以上が定期の予防接種といわれ該当者には通知書がいきます。その他に次のような任意の予防接種があります。

今月の相談

人権の上相談

日時 二十八日(水) 午後一時から四時

場所 役場

担当 人権擁護委員 本領信治郎氏

行政苦情相談

日時 十六日(金) 午後一時から四時

場所 役場

担当 行政相談委員 宮崎武雄氏

家族計画相談

日時 七日(水) 十六日(金) 午後一時半から二時半

場所 役場

担当 医師・保健婦・指導員

法律相談

日時 八日(木)・二十日(木) 午前九時から十二時

場所 役場

担当 弁護士 毛利秀之氏

資産税相談

日時 一日(木) 午前十時から午後四時

場所 役場

担当 武蔵府中税務署員